

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）第49条第6項第3号及び第132条並びに捕虜等懲戒規則（平成17年内閣府令第12号）の規定に基づき、捕虜等懲戒細則を次のように定める。

平成17年2月25日

防衛庁長官 大野 功統

捕虜等懲戒細則

改正 平成19年1月5日庁訓第1号
平成28年3月28日省訓第18号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 懲戒手続（第2条—第17条）

第3章 懲戒審査請求手続（第18条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、捕虜等の懲戒手続及び懲戒審査請求の手続に関し必要な事項を定め、もってその適正な実施を図ることを目的とする。

第2章 懲戒手続

（反則調査）

第2条 調査担当補佐官（捕虜等懲戒規則（以下「懲戒規則」という。）第1条第1号に規定する調査担当補佐官をいう。）は、懲戒規則第2条に規定する取調べを行ったときは、別記様式第1号により供述調書を作成するものとする。ただし、取調べを行った者から任意に提出される答申書その他の書面により取調べの目的を達成できると認める場合は、当該書面を供述調書に代えることができる。

2 前項の規定は、懲戒規則第2条ただし書の規定により懲戒権者（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第48条に規定する懲戒権者をいう。以下同じ。）が自ら取調べを行った場合について準用する。

（調査記録書の様式）

第3条 懲戒規則第3条に規定する調査記録書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（事実の要旨の通知等）

第4条 懲戒規則第7条第1項の規定による通知及び同条第2項の規定による告知は、別記様式第3号の被疑事実通知書を反則被疑者（懲戒規則第3条に規定する反則被疑者をいう。以下同じ。）に交付することにより行う。

（弁解の日時等の通知）

第5条 懲戒規則第8条に規定する書面の様式は、別記様式第4号の弁解日時等通知書による。

（弁解の機会の放棄）

第6条 懲戒規則第7条第2項の規定による告知を受けた反則被疑者が弁解の機会を放棄するときは、懲戒権者は、当該反則被疑者が放棄する理由を記載し、かつ、署名した書面を提出させるものとする。

(通訳人による通訳)

第7条 懲戒規則第9条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第5号の通訳人申請書による。

(参考人の陳述)

第8条 懲戒規則第10条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第6号の参考人陳述申出書による。

2 懲戒規則第10条第2項の規定による陳述の求めは、別記様式第7号の参考人陳述要求書を当該参考人に交付することにより行うものとする。

(補佐人)

第9条 懲戒規則第11条第2項に規定する書面の様式は、別記様式第8号の補佐人許可申請書による。

(弁解の記録)

第10条 懲戒規則第12条に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による。

(1) 反則被疑者の弁解を記録する弁解録取書 別記様式第9号

(2) 参考人の陳述を記録する参考人陳述録取書 別記様式第10号

2 前項各号に規定する書面は、懲戒権者の指定する捕虜収容所の職員が作成し、これを反則被疑者又は参考人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該反則被疑者又は参考人に署名を求めなければならない。

(懲戒処分を行わないと決定したときの措置)

第11条 懲戒権者は、懲戒規則第13条の規定により懲戒処分を行わないと決定したときは、反則被疑者に対しその旨及び理由を通知するものとする。

(懲戒処分の通知)

第12条 懲戒規則第14条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第11号の懲戒処分通知書による。

(捕虜収容所長への報告)

第13条 懲戒権者(捕虜収容所長を除く。)は、懲戒規則第13条の規定による決定をしたときは、捕虜収容所長の定めるところにより、反則行為を行った被収容者(法第24条第1項に規定する被収容者をいう。第23条第3号において同じ。)の抑留資格、法第26条に規定する階級等の区分及び反則行為の程度の別に応じ、懲戒処分の決定の内容を捕虜収容所長に報告しなければならない。

(分離拘禁の執行)

第14条 法第49条第1項第3号に掲げる懲戒処分(以下「分離拘禁」という。)を執行する際は、被処分者(懲戒規則第14条第3項に規定する被処分者をいう。)が自己に危害を与えることの防止その他分離拘禁中の規律及び秩序の維持のため、法第45条の規定による必要な身体検査等を行うものとする。

2 分離拘禁中においては、法第49条第6項各号に掲げる行為に必要な最小限の

物品の所持を許さなければならない。

(分離拘禁中に許される戸外の運動)

第15条 法第49条第6項第3号に規定する運動については、捕虜収容所長が、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。）又は存立危機事態（同条第4号に規定する存立危機事態をいう。）の状況、捕虜収容所の設置場所、季節、天候等を考慮してその実施の時間（夜間を除く。）を定めるものとする。

(懲戒処分の執行前の診断)

第16条 懲戒権者は、懲戒規則第18条の規定により懲戒処분을執行しない旨の決定をするときは、あらかじめ医師たる隊員の診断を求めるものとする。

(懲戒処分に係る記録)

第17条 懲戒規則第20条第1項の規定により懲戒権者から捕虜収容所長に写しを送付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査記録書
- (2) 被疑事実通知書
- (3) 弁解録取書（反則被疑者の弁解の陳述を受けた場合に限り。）
- (4) 参考人陳述録取書（参考人の陳述を受けた場合に限り。）
- (5) 懲戒処分通知書

2 懲戒規則第20条第2項に規定する懲戒処分の概要に係る事項を記載する文書の様式は、別記様式第12号の懲戒処分記録簿による。

第3章 懲戒審査請求手続

(法第125条に規定する書面の取扱い)

第18条 捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）は、法第125条の規定による懲戒審査請求があったとき（法第133条において準用する法第106条第3項の規定により懲戒権者を經由した場合を除く。）は、同条に規定する書面（以下「懲戒審査請求書」という。）の写しを、懲戒審査請求人及び懲戒権者に送付するものとする。

2 法第133条において準用する法第106条第3項の規定により懲戒権者を經由して懲戒審査請求があったときは、その經由した懲戒権者は、直ちに当該懲戒審査請求に係る懲戒審査請求書を審査会に送付しなければならない。

3 前項の場合において、懲戒権者は懲戒審査請求書の写しを作成の上、懲戒審査請求人に交付し、及び捕虜収容所長に送付し、並びに自ら保管するものとする。ただし、捕虜収容所長である懲戒権者へ懲戒審査請求書が提出されたときは、捕虜収容所長への写しの送付を要しない。

(補正があった場合の措置)

第19条 審査会は、懲戒規則第26条第2項の規定により補正が行われたときは、懲戒権者及び捕虜収容所長にその旨を通知するものとする。

(懲戒規則第28条に規定する書面の記載事項)

第20条 懲戒規則第28条に規定する書面には、同条に規定するもののほか、次

に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 法第128条第4項の規定により審理の期日への出頭に際し、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができること、及び当該許可を申請する方法
- (2) 法第133条において準用する法第110条の規定により通訳人の立会いを求めることができること、及び当該求めをする方法
- (3) 法第130条第1項各号に掲げる処分の申立てをすることができること、及び当該申立ての方法
(裁決書の写しの送付)

第21条 審査会は、法第133条において準用する法第120条第2項の規定による裁決の送達に際して、併せて裁決書の写しを捕虜収容所長及び懲戒権者（捕虜収容所長を除く。）に送付するものとする。

（懲戒規則第40条第2項に規定する書面の写しの送付）

第22条 審査会は、懲戒規則第40条第2項の規定による書面の送付に際して、併せて当該書面の写しを捕虜収容所長及び懲戒権者（捕虜収容所長を除く。）に送付するものとする。

（防衛大臣の定める裁決の結果とるべき措置）

第23条 捕虜収容所長は、審査会が法第131条の規定により懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決をしたときは、法第132条の規定により、次の各号に掲げる当該取消し又は変更のあった懲戒処分の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 法第49条第1項第1号に掲げる懲戒処分 捕虜等抑留給付金の削減額の給付金残高への加算
- (2) 法第49条第1項第2号に掲げる懲戒処分 従事した業務に係る業務従事報奨金の給付金残高への加算
- (3) 分離拘禁 分離拘禁により、当該処分を受けた被収容者が受けた不利益を回復するに足りる処遇上の相当の配慮

（委任規定）

第24条 この章に定めるもののほか、懲戒審査請求の手續に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

供述調書

氏名

生年月日

年 月 日（ 歳）

階級等

被收容者番号

住所

職業

調査のため、 年 月 日、 において、通訳人
を介して 語により次のとおり取調べを行ったところ、
任意次のとおり供述した。

上記、閲覧させ・通訳人 を介して 語で読み聞かせたところ、供述人は、誤りがない旨を確認し、本職とともに署名した。

年 月 日

供述者

（署名）

懲戒権者・調査担当補佐官

官職

氏名

⑩

注：不要の文字は横線で抹消して使用すること。

年 月 日
懲戒権者 殿
所属 官職 氏 名 ⑩
調査記録書
捕虜等懲戒規則第3条の規定により、次のとおり報告する。
1 反則被疑者の氏名及び被収容者番号
2 調査対象事実 (1) 事実の概要
(2) 反則行為への該当の有無
3 考慮する事項（上記2(2)において反則行為に該当すると認められる 事実関係がある場合に限る。）
4 証 拠
5 調査の経過の概要その他の参考事項

注：1 調査対象事実は、反則行為の有無及び事実がある場合は「何時何処で誰が何故何の方法で何をしたか」を簡明に記載すること。

2 証拠は、証拠の目録を記載し、かつ反則被疑者の供述調書又は答申書その他事実を証明するに足る証拠を別添すること。

第 号
年 月 日

殿

懲戒権者



被疑事実通知書

貴殿の被疑事実につき懲戒処分を行う必要があると判断したので、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第51条第3項の規定により通知する。

記

1 被疑事実の概要

(1) 事実の要旨

(2) 懲戒処分を行う必要があると判断した理由及びその根拠

2 貴殿は、上記の内容に対し、口頭による弁解を行うことができる。また、弁解を行う上で、次のことを求めることができるので、別様の書面を提出して、その旨を申し出ること。

- (1) 必要な参考人の陳述を求めること。
- (2) 弁解の機会に通訳人による通訳を求めること。
- (3) 弁解の機会に補佐人による補佐を求めること。

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日
第 号

殿

懲戒権者



弁解日時等通知書

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第51条第3項の規定により貴殿の弁解の機会を下記のとおり与えることとしたので、通知する。

記

1 弁解を聴取する被疑事実の概要

(1) 事実の要旨

(2) 懲戒処分を行う必要があると判断した理由及びその根拠

(3) 備考

被疑事実通知書の番号（ 第 号（ . . ））

2 日 時

年 月 日 午 前
後 時 分から

3 場 所

注：不要の文字は横線で抹消して使用すること。

懲戒権者

殿

氏 名

被収容者番号

申 請 日

年 月 日

通訳人申請書

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第51条第3項の規定により、被疑事実通知書（第号（ . . ））により通知された被疑事実に係る弁解の機会において、通訳人による通訳を求めます。

懲戒権者

殿

氏 名

被収容者番号

申 請 日

年 月 日

参考人陳述申出書

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第51条第4項の規定により、被疑事実通知書（ 第 号（ . . ））により通知された被疑事実について下記参考人の陳述を求めます。

記

1 参考人の氏名、階級等その他の参考人を特定する事項

2 求める陳述の内容又は理由

別記様式第7号（第8条関係）

年 第 号
月 月 日

殿

懲戒権者

印

参考人陳述要求書

被収容者 貴殿の陳述を求めます。 に係る懲戒処分に関し、下記のとおり

記

1 陳述を求める内容

2 日 時

3 場 所

4 備 考

本要求に係る承諾又は拒否の回答については次の期日まで通知されたい。

年 月 日

懲戒権者

殿

氏 名

被収容者番号

申 請 日

年 月 日

補佐人許可申請書

捕虜等懲戒規則第11条第2項の規定により、被疑事実通知書（
第 号（ . . ））により通知された被疑事実に係る
弁解の機会に、下記の者を補佐人として同席させることの許可の申
請をします。

記

- 1 補佐人の氏名、階級等その他の補佐人を特定する事項
- 2 反則被疑者との関係
- 3 補佐を希望する事項及びその理由

弁解録取書

反則被疑者氏名

生年月日 年 月 日（ 歳）

階級等

被收容者番号

被疑事件名

（被疑事実通知書番号 第 号（ . . ））

本職は、上記の者に係る上記被疑事件について、 年 月 日、
において、通訳人 を介して
語により以下のとおり弁解の陳述を受けた。

問
答

上記、閲覧させ・通訳人 を介して 語で読み聞かせたところ、上記反則被疑者は、誤りがない旨を確認し、本職とともに署名した。

年 月 日

反則被疑者氏名 (署名)

懲戒権者・聴取担当補佐官 官 職 氏 名 ㊞

参考人陳述録取書

参考人氏名

生年月日 年 月 日（ 歳）

階級等

被收容者番号

住所

職業

被疑事件名

（被疑事実通知書番号 第 号（ . . ））

本職は、上記参考人から、反則被疑者 に係る
上記被疑事件の参考人として、 年 月 日、
において、通訳人 を介して 語により以下のとお
り陳述を受けた。

問
答

上記、閲覧させ・通訳人 を介して 語で読み聞かせたところ、
上記参考人は、誤りがない旨を確認し、本職とともに署名した。

年 月 日

参考人氏名 （署名）

懲戒権者・聴取担当補佐官 官 職 氏 名 ㊞

第 号
年 月 日

殿

懲戒権者



懲戒処分通知書

下記のとおり懲戒処分を行うこととしたので、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第 5 1 条第 5 項の規定により通知する。

記

1 懲戒処分の内容

(1) 種類・程度

(2) 執行方法

2 理由

この懲戒処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から 6 0 日以内に被収容者番号、懲戒処分の番号（懲戒処分通知書の文書番号）、不服の趣旨及び理由並びに提出する年月日を記載した上、署名した書面を捕虜資格認定等審査会又は本職に提出して、懲戒審査請求をすることができる。

別記様式第12号（第17条関係）

懲戒処分記録簿		
懲戒処分通知書番号	第 号（ . . ）	
懲戒権者の官職氏名		
処分を受けた被収容者	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	被収容者番号	
処分の内容	(1) 種類・程度 (2) 執行方法	
処分年月日		
処分を通知した日		
処分の理由	反則行為の事実	
	適条	
	証拠の目録	
備考		